

産休規定

施行 令和 7 年 10 月 1 日より

妊娠・出産などにより、カップルとして一時的に競技会への出場が困難な状況の場合、下記手続きで産休届を提出することができる。産休届が受理された時より、1年間、そのカップルは降級規定の適用を免除されるものとする。

◎届け出の手続き◎

所定の産休届に記入し、産休時の年会費兼事務手数料として 1,000 円を振込み、振込の控えと共に JDC 中部事務局に提出する。

※産休届の有効期間は申請時より 1 年間とし、必要な状況であれば、再度、同様の手続きで届出を提出することができる。

※産休期間後に登録を継続する際は、通常の年会費 5,000 円を納めるものとする。